

新座市内の事業者の皆さまへ



新座市地域応援ぷらすクーポン

取扱店舗募集の ご案内

新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰の影響を受けている市内の中小事業者及び市民の支援を目的に、市内の対象店舗で使える「ぷらすクーポン」を発行します。これに伴い、「ぷらすクーポン」を使用できる取扱店舗を募集いたします。

クーポンの
売上金に**5%**を
上乗せして換金!



新座市イメージキャラクター
ゾウキリン



クーポンを持ってお店に急ごう!

募集期間

※申請から登録までは約2週間かかります。

令和4年7月1日(金) ▶ 令和4年11月18日(金)

「ぷらすクーポン」概要

- 名称：新座市地域応援「ぷらすクーポン」
- 発行者：新座市
- 発行枚数：1世帯あたり1冊(500円券×10枚)
- 発行額：1世帯あたり5,000円
●令和4年8月1日時点で新座市に住民登録がある市民
- 発行総額：3億9,000万円 予定

「ぷらすクーポン」使用期間

令和4年9月中旬旬

令和4年12月25日(日)

新座市

■参加資格

新座市内の事業者のうち中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者

登録できない店舗

取扱店(本クーポンを取扱うことのできる事業所)の登録資格は、新座市内の事業所となります。
売り場面積1,000㎡超の大型店舗、チェーン店、コンビニエンスストア以外のフランチャイズ店を除きます。

※チェーン店:業態・事業内容等にかかわらず、事業者が単一資本で合計11以上の事業所・店舗等を経営している場合の各店舗等

■お申込みから利用開始までの流れ



■お申込み方法

右の「取扱店舗登録申請書兼誓約書」※または「ぷらすクーポン」公式WEBサイト上の店舗登録フォームに必要事項を記入または入力し、誓約事項に同意の上、下記のいずれかの方法で申請してください。

※「取扱店舗登録申請書兼誓約書」は「ぷらすクーポン」公式WEBサイトからもダウンロード出来ます。

1



《「ぷらすクーポン」公式WEBサイト上の申込フォームからのお申込み》

公式サイトの店舗登録フォームへアクセスし、必要事項を入力してください。
右のQRコードから店舗登録フォームへアクセスできます。

URL : <https://niiza-pluscoupon2022.com/>

ぷらすクーポン 店舗登録

検索



2



《FAXでのお申込み》

取扱店舗登録申請書兼誓約書に必要事項を記入し、口座確認用資料とともに下記番号へ送信してください。

FAX 番号 : 049-257-4366

※FAX 受信後 3 日以内に受付完了の FAX を返信します。3 日を過ぎて返信のない場合は、コールセンターへご連絡ください。

3



《郵送でのお申込み》

取扱店舗登録申請書兼誓約書に必要事項を記入し、口座確認用資料とともに切手貼付のうえ下記へお送りください。

宛先 : 〒350-1123 埼玉県川越市脇田本町 13-5 川越第一生命ビルディング 5階

東武トップツアーズ株式会社東上支店内 「ぷらすクーポン」運営事務局 取扱店舗登録デスク 宛

お申込み時に
ご用意いただくもの

●取扱店舗登録申請書兼誓約書

●口座確認用資料 : 通帳の写し(口座名義人、口座番号、支店名、支店コードがわかる部分)
又はキャッシュカードの写し

※公式サイトからのお申込みの場合は、通帳の写し又はキャッシュカードの写しのいずれかをスキャンしていただき、画像ファイルとして添付してください。(口座名義人、口座番号、支店名、支店コードが分かるように撮影した画像ファイルも可)

募集期間: 令和4年7月1日(金) ~ 令和4年11月18日(金)

※取扱店舗の情報は、公式サイトに掲載するほか、今後配布するチラシ等にも掲載する予定です。

※令和4年7月15日までに申込みいただいた取扱店舗(郵送は必着)は、9月中旬に全世帯に発送される「ぷらすクーポン」に同封する「取扱店舗一覧」に掲載いたします。

- 【備考】
- ・新座市内に複数店舗がある場合は、店舗ごとに「取扱店舗登録申請書兼誓約書」を作成または店舗登録フォームに入力してください。
 - ・登録いただいた取扱店舗へは8月下旬に、取扱店舗キット(店舗用ポスター、取扱いの手引、登録証、ステッカー)を送付します。8月以降に登録いただいた場合は、順次送付します。
 - ・審査の結果、店舗登録ができない事もありますのでご了承ください。

問合せ先

新座市地域応援「ぷらすクーポン」コールセンター

事業者専用フリーダイヤル

☎ 0120-534-050

※平日 9:00 ~ 17:00 (土日祝祭日除く) ※年末年始12月29日~1月3日は休止となります。

新座市地域応援「ぷらすクーポン」取扱店舗登録申請書兼誓約書

新座市地域応援「ぷらすクーポン」運営事務局 宛

新座市地域応援「ぷらすクーポン」取扱店舗募集のご案内の内容を理解し、本クーポンの取扱店舗として、下記のとおり取扱店舗登録の申込みをいたします。

■事業者情報 ※事務関連のご連絡先です。

フリガナ				代表者名	
事業者名					
住所 (所在地)	〒				
電話番号	—	—	FAX番号	—	—
担当者名				Eメールアドレス	

■店舗情報 ※HP等で一般に公開される情報です。事業者情報と同じ場合は「同上」とお書きください。

フリガナ					
店舗名					
住所 (所在地)	〒				
電話番号	—	—	FAX番号	—	—
店舗URL (※有る場合のみ)					
事業者業種 (該当するもの1つに ○をつけてください。)	1.スーパー 2.生鮮食品(肉・魚・青果・豆腐・乳製品・惣菜・弁当等) 3.食料品(米・酒・茶・日用雑貨) 4.パン・和菓子・洋菓子 5.薬・化粧品 6.書籍・事務用品 7.衣料品・靴・雑貨・寝具 8.電気製品・時計・メガネ・写真 9.趣味・花園芸・玩具・ペット関連 10.ガソリンスタンド・車・自転車 11.飲食業(和食・中華・洋食・カフェ) 12.居酒屋・スナック 13.クリーニング 14.理容・美容 15.健康・医療 16.住まい・環境 17.その他				
主な取扱品目 (15文字まで)					

■振込口座登録 ※法人の方は、法人名・事業所名と口座名義が一致する口座を登録してください。
※個人商店の方は、店舗名(屋号)または代表者名と口座名義が一致する口座を登録してください。

金融機関名(ゆうちょ銀行を除く)	支店名	分類	口座番号(右詰めでお書きください)	口座名義(カタカナ)
1.銀行 5.農協 2.信金 6.協同 3.信組 7.信連 4.信連	本・支店	1.普通		
銀行コード	支店コード	本・支所 出張所		
		2.当座		
ゆうちょ銀行	通帳記号	通帳番号(右詰めでお書きください)	口座名義(カタカナ)	
ゆうちょ銀行を選択された場合は、 貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに 記載された記号・番号をお書きください。	1 0 ※ 6桁目がある場合は※欄にご記入ください↑			

◆今後新座市の関係課から同種の事業のお知らせをお送りする場合があります。関係課への登録情報の提供について、同意をいただける場合は右記の□にチェック(✓)を入れてください。

同意します。

<誓約事項署名欄>

私は、裏面の募集要項について遵守することを誓約し、上記店舗が以下の内容に該当するため、取扱店舗に申込みます。

本事業所は、大型店(売り場面積1,000㎡超)、チェーン店、コンビニエンスストア以外のフランチャイズ店に該当しないことを誓います。

当該事業の参加にあたって、新座市の定める約款や指示を遵守し、公正な取引をすることを誓います。

令和4年 月 日

(事業者名)

(代表者名)

■募集要項

(1) 申込資格	取扱店(本クーポンを取扱うことのできる事業所)の登録資格は、新座市内の事業所とします。 但し、売り場面積1,000㎡超の大型店舗、チェーン店、コンビニエンスストア以外のフランチャイズ店を除きます。 ※チェーン店:業態・事業内容等にかかわらず、事業者が単一資本で合計11以上の事業所・店舗等を経営している場合の各店舗等
(2) 登録料	無料
(3) 対象品目	クーポンは、原則としてすべての商品・サービス等の支払いに使用可能としていただきます。(下記「対象外品目」を除く。)
(4) 対象外品目	次に掲げる物品の販売、貸付、サービスの提供は、クーポンの利用対象外とします。 (1) 不動産、金融商品、たばこ (2) 商品券類、切手、印紙、プリペイドカード等換金性の高いもの、電子マネーのチャージ (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務 (4) 国税、地方税や使用料などの公租公課 (5) 公共料金
(5) 厳守事項	① クーポンの偽造等、不正の疑いがある場合は、クーポンでの取引を拒否するとともに、速やかに市へ報告すること ② ①で掲げる場合を除き、クーポンでの取引を拒んではならないこと ③ クーポンを対価の弁済手段として「対象外品目」に規定する取引を行ってはならないこと ④ 誠実にクーポンでの取引を行うとともに、関係法令を遵守すること ⑤ 市との連携体制を構築し、必要に応じて市からの指示に従うこと ⑥ 新座市暴力団排除条例(平成24年新座市条例第7号)同条第1号に規定する暴力団関係者又は第2条第2号に規定する暴力団員でないこと
(6) 換金方法	回収用封筒(角2サイズ)と回収用伝票を支給いたします。 使用済クーポンのミシン目左部を回収用封筒に入れ、伝票に枚数を記入して同封し、投函してください。店舗用控えとして、ミシン目右部はお手元にお持ちください。 締め日ごとに集計され、あらかじめ決められた決済日に売上金を登録口座へ振り込みます。締め日は、月3回を予定しております。 締め日より実働10日後に売上金の振込手続きを行います。振込手続きを行う日が土日祝祭日、年末年始(12月30日から1月3日)の場合は、翌営業日に振込手続きを行います。 換金手数料は無料となります。 換金額の5%を報奨金としてお支払いします。

■取扱店舗の取り消し等について

上記募集要項(1)申込資格の申込み内容の虚偽や、(5)厳守事項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店舗登録を取り消す場合があります。

また、当該違反により損害金が発生した際は、請求する場合があります。